

川崎市生活保護不正受給等防止対策連絡会 会則

(目的)

第1条 「川崎市生活保護不正受給等防止対策連絡会」(以下「本会」という。)は、川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室及び各区保護課(以下「川崎市」という。)並びに神奈川県警察本部及び管轄警察署(以下「県警」という。)が連携し、適正な生活保護制度を推進することを目的とする。

(構成)

第2条 本会は、川崎市及び県警の別表の者で構成する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活保護不正受給防止や不正受給への対応に向けた取組み等に関すること
- (2) 暴力団排除に関する連携に関すること
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会議の開催)

第4条 本会議の開催については、次のとおりとする。

- (1) 本会は、必要が生じた際に開催する。
- (2) 各区保護課及び管轄警察署は、必要に応じて個別に検討会を開催する。

(事務局)

第5条 本会の事務を処理するため、川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室及び神奈川県警察本部組織犯罪分析課に事務局を置く。事務局は、本会の事務処理及び議事進行等を行う。

(その他)

第6条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、川崎市と県警の事務局による協議によって定めるものとする。

附 則

本会則は、平成24年10月31日から施行する。

附 則

本会則は、平成25年11月13日から施行する。

附 則

本会則は、平成29年8月8日から施行する。

附 則

本会則は、令和4年4月13日から施行する。

(別表)

川崎市	健康福祉局生活保護・自立支援室 適正実施担当課長 同 係長 同 保護指導担当課長 同 係長 各区保護課 課長 同 係長
神奈川県警察	組織犯罪分析課 課長代理 (犯罪インフラ対策担当) 同 課長補佐 (犯罪インフラ対策係) 同 係長 管轄警察署 刑事 (第二) 課長 同 行政機関等連絡担当者